

# 令和8年度埼玉県防犯のまちづくり推進会議 重点取組事項について

## 1 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ・ 令和7年の特殊詐欺被害は、認知件数・被害額ともに増加
- ・ 特殊詐欺の手口は巧妙化しており、ニセ警察詐欺被害の増加に伴いオレオレ詐欺被害が増加
- ・ 被害者のほとんどが自宅の固定電話や携帯電話に架かってきたことがきっかけ
- ・ ニセ警察詐欺では高齢者だけでなく若い世代も被害が多発
- ・ 社長を騙り、グループチャットを作成させて送金を指示する手口も発生

| 令和7年（暫定値） | 被害件数          | 被害額                     |
|-----------|---------------|-------------------------|
| 特殊詐欺      | 1,799件（+213件） | 78億9,013万円（+25億74万円）    |
| オレオレ詐欺    | 860件（+238件）   | 60億6,714万円（+24億7,506万円） |
| 預貯金詐欺     | 151件（-121件）   | 1億8,223万円（-8,841万円）     |
| 架空料金請求詐欺  | 209件（+42件）    | 6億9,992万円（-4,105万円）     |
| 還付金詐欺     | 323件（-64件）    | 6億278万円（-2,775万円）       |

【推進事項】 ※（）内は前年比、特殊詐欺手口のうち被害件数の多い4手口を記載

- ・ 犯人からの電話を直接受けないための対策等の推進
- ・ 高齢者に対する積極的な声かけや不審者を見かけた際の通報の推進

| 区分             | 取組内容  |
|----------------|---|
| 県民             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 携帯電話対策のため警察庁推奨アプリを導入する。</li> <li>◎ ナンバー・ディスプレイやナンバー・リクエストサービスを活用する。</li> <li>◎ 電話で、お金やキャッシュカードの話がされたら場合は、電話を切り、警察へ通報する。</li> <li>◎ 見知らぬ人に現金やキャッシュカードを渡さない。</li> <li>◎ 家族間で積極的にコミュニケーションをとり、「合言葉」を決めるなど具体的に対処方法を話し合う。</li> </ul>  |
| 団体<br>事業者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 警察庁推奨アプリの活用を従業員やその家族に浸透させる。</li> <li>◎ 特殊詐欺に対する関心と被害防止に向けた理解を深め、県及び市町村が実施する施策に協力する。</li> <li>◎ 構成員・従業員及びその家族が特殊詐欺被害に遭わないよう、従業員等への防犯意識の高揚を図る。ATMで携帯電話を使用している高齢者に対して積極的に声掛けを行う。</li> <li>◎ 受け子等不審者を発見した場合には警察へ通報する。</li> </ul>   |
| 学校             | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 特殊詐欺被害の周知を図り、生徒・児童、教職員及び保護者などの防犯意識を高める。</li> <li>◎ 生徒・児童が特殊詐欺に加担しないよう、事例を用いて指導をする。</li> </ul>  |
| 県<br>警察<br>市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 警察庁の推奨アプリの活用を広く周知・依頼する。</li> <li>◎ 国際電話の利用休止申込を促進する。</li> <li>◎ 防犯機能付き電話機など対策機器の普及促進を図る。</li> <li>◎ 常時留守番電話設定による対策及び事業者が実施する番号非通知の電話を着信拒否する対策の普及促進を図る。</li> <li>◎ 警察官騙りの手口を若者を含めたあらゆる世代への注意喚起を促進する。</li> <li>◎ 還付金詐欺被害防止のため、ATMで携帯電話は利用させないよう、周知する。</li> <li>◎ 特殊詐欺被害や予兆電話の状況を情報発信する。</li> <li>◎ 広報啓発や教育活動、SNSなどを活用して、幅広い世代に被害防止対策を啓発し、県民の防犯意識の向上を図る。</li> <li>◎ 県民・団体・事業者による特殊詐欺被害防止に関する取組に必要な支援を行う。</li> </ul> |

## 2 地域の犯罪情勢に応じた防犯活動の推進

- ・ 令和7年中における県内の刑法犯認知件数は、前年と比較して増加
- ・ 侵入窃盗及び金属類等を対象とした窃盗は、前年に比べ減少したものの、対策水準が低下すれば再び増加するおそれがあることから、引き続き対策が必要
- ・ 子供に対する声かけ事案は減少したものの、依然として高水準で発生

### 【推進事項】

- ・ 「地域防犯パトロール強化の日」（※別添参照）等における自主防犯活動の推進
- ・ 県民等に対する犯罪発生情報の発信及び犯罪情勢に応じた被害防止対策の推進

| 区 分               | 取 組 内 容  |
|-------------------|--|
| 県 民               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 登下校時間帯における子供の見守り活動を実施する。</li> <li>◎ 自宅等の戸締りを確実に実施する。</li> <li>◎ 自宅等に防犯カメラやセンサーライトの設置、窓への防犯フィルムの貼り付けを行うなどの防犯対策を実施する。</li> <li>◎ 空き家の雑草除去など定期的に維持・管理を実施する。</li> <li>◎ 県、警察がSNSなどで発信する犯罪情報、被害防止対策の積極的な受信等に努め、防犯の意識を向上させる。</li> </ul>   |
| 団 体<br>事 業 者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 業態に合わせ、地域の見守り活動、子供・女性への注意喚起、犯罪や不審者を発見したときの警察への通報、子供などが避難することができるセーフティステーション（こども110番の家）の設置などに努める。</li> <li>◎ 事務所・事業所では、防犯カメラの設置や窓への防犯フィルムの貼り付けを行うなどの防犯対策を実施する。</li> <li>◎ 金属類等を放置したままにせず、施錠やセンサーライト等の防犯対策を実施する。</li> <li>◎ 構成員や従業員とその家族が被害に遭わないための防犯指導を実施する。</li> </ul>                    |
| 学 校               | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 児童の登下校に係る安全指導を行う。</li> <li>◎ 防犯教室や地域安全マップの作成・見直しなどを通じて、子供、教職員、保護者などの防犯意識を高める。</li> <li>◎ 不審者対応の訓練・講習や敷地内の安全点検を行う。</li> </ul>  |
| 県<br>警 察<br>市 町 村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 犯罪発生情報や防犯対策をSNSや広報紙などを活用して発信する。</li> <li>◎ 住宅や空き家を対象とした侵入窃盗対策、金属類を狙った窃盗対策、子供や女性を狙った犯罪の被害防止対策など地域の犯罪情勢に応じた被害防止活動を行うほか、関係機関が連携した効果的な取組を実施する。</li> <li>◎ 自主防犯活動団体を支援する。</li> <li>◎ 青色回転灯装備車によるパトロール活動や防犯活動の新たな担い手の拡大を図るなどし、「地域の見守りの目」を更に拡充させる。</li> <li>◎ 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進する。</li> </ul> |

別紙

## 「地域防犯パトロール強化の日」とは

犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを一層推進するためには、地域における防犯活動を充実強化することが重要であることから、毎月 20 日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることとした。

「地域防犯パトロール強化の日」では、各地域において、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール活動をはじめ、自主防犯活動団体や事業者等による見守り活動の積極的な実施を促す。

なお、毎月 20 日は、埼玉県警察本部が定める「地域安全の日」\*であり、この日を「地域防犯パトロール強化の日」とすることにより、警察との連携した取組とすることとした。

\* 参考

「地域安全の日」

埼玉県警察本部が「「地域安全の日」実施要領の制定について（例規通達）」により定めたものであり（平成 10 年 1 月 1 日施行）、各警察署において、地域住民との協働による街頭活動、ボランティアに対する支援活動等を重点的に推進することとされている。

### 3 乗り物盗被害防止対策の推進

- ・ 乗り物盗は全刑法犯認知件数の3割を占めており、県民の生活の身近な場所で犯罪が発生
- ・ 令和7年は、オートバイ盗被害が前年と比較して大幅に増加
- ・ 自転車盗難は駐輪場や自宅等敷地内で多く発生し、6割以上は無施錠での被害  
⇒ 認知件数の多い自転車盗において、駐輪時の施錠を浸透させることが必要

| 令和7年   | 認知件数              | 増減率    |
|--------|-------------------|--------|
| 全刑法犯   | 53,471件 (+1,804件) | +3.5%  |
| 自転車盗   | 13,586件 (-634件)   | -4.5%  |
| オートバイ盗 | 1,237件 (+233件)    | +23.2% |
| 自動車盗   | 756件 (-25件)       | -3.2%  |

※ ( )内は前年比、増減率は令和6年との比較

#### 【推進事項】

- ・ 自転車駐輪時の鍵かけ徹底の推進
- ・ 自動車、オートバイにおける盗難防止対策普及の推進

| 区分         | 取組内容  |
|------------|---|
| 県民         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自転車を自宅の敷地内などに駐輪する際、短時間でも必ず施錠をする。</li> <li>◎ 自転車、オートバイには、ワイヤー錠やU字ロックを活用したツーロック、特に自転車は可能な限りチェーン用バーラック等の不動物との結末に努める。</li> <li>◎ 自動車にはハンドルロックやタイヤロック等の物理的な対策や、駐車場所における防犯カメラ、センサーライト等の防犯対策を行う。</li> <li>◎ 自転車は防犯カメラ等の防犯設備が整っている管理の行き届いた駐輪場に停める。</li> <li>◎ 地域の犯罪情勢に応じて駐輪場などに対する防犯パトロールの実施に努める。</li> </ul> |
| 団体事業者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 乗り物盗の被害を防止するため、県及び市町村が実施する施策に協力する。</li> <li>◎ 団体・事業活動を通じて、乗り物盗被害に遭わないように県民に注意喚起を行う。</li> <li>◎ 構成員・従業員に自転車駐輪時の施錠、オートバイ、自動車における盗難防止対策を周知し、家族を含め被害に遭わないようにする。</li> </ul>   |
| 学校         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 生徒・児童に対して自転車の駐輪時の鍵かけを指導する。</li> <li>◎ 自転車盗は単純な動機から安易に行われやすいため、生徒・児童が犯罪者にならないよう指導を徹底する。</li> </ul>  |
| 県警察<br>市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自転車へのツーロックの徹底及び自動車盗、オートバイの盗難防止対策の普及に向け、あらゆる機会を通じた啓発活動を推進する。</li> <li>◎ 乗り物盗の発生状況と被害防止対策などの情報発信を行う。</li> <li>◎ 駐輪場管理者と連携した啓発活動を実施する。</li> <li>◎ 自主防犯活動団体等に対して駐輪場などのパトロールの強化を呼びかける。</li> <li>◎ 関係団体を通じて県内の自転車販売店及びオートバイ販売店に対し、販売時における防犯登録の実施を働きかける。</li> </ul>   |